



残暑の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第21回審議会の報告と仮換地指定通知の郵送についてお知らせいたします。



## 第21回土地区画整理審議会の報告

- 日時 平成25年8月20日（火）  
午後2時30分から午後4時30分まで
- 場所 駅北口土地区画整理事業事務所 会議室
- 内容
  - (1) 法第90条の申出について【報告】
  - (2) 換地設計について【諮問】
  - (3) 仮換地指定について【諮問】
  - (4) 保留地について【諮問】
  - (5) 使用収益停止の通知について【諮問】
  - (6) 使用収益開始日について【諮問】
  - (7) 換地設計及び仮換地指定の軽微な変更について【諮問】
  - (8) 概略施工計画について【説明】
- 出席者 委員8名、市長、事務局8名  
※第21回土地区画整理審議会につきましては、個人情報に関する情報を取り扱いますので非公開としました。  
審議会の内容は右欄をご覧ください。

### 審議会の内容



【市長より審議会への諮問】

#### (1) 法第90条の申出について【報告】

土地所有者からの申出により、換地を定めないことを報告しました。

※土地区画整理法第90条は、土地所有者からの申出があった場合、換地を定めないことができる規定です。

#### (2) 換地設計について【諮問】

仮換地の位置、地積等を定める換地設計について、意見を伺いました。

原案のとおり承認されました。

#### (3) 仮換地指定について【諮問】

仮換地指定を行うため、意見を伺いました。

原案のとおり承認されました。

※仮換地指定とは、仮換地の位置、地積等を権利者の皆様に通知することです。

#### (4) 保留地について【諮問】

保留地を定めることについて、同意を求めました。

原案のとおり承認されました。

※保留地とは、減歩により生み出す土地で、事業費に充てる目的のために定めます。

裏面へ続く

### (5) 使用収益停止の通知について【諮問】

土地所有者からの申出により換地を定めない従前の宅地及び私道等で換地を定めない従前の宅地について、使用収益停止の通知を行うため、意見を伺いました。

原案のとおり承認されました。

### (6) 使用収益開始日について【諮問】

仮換地を指定しても、その仮換地に建物や工作物などがあるため、仮換地をすぐに使用し収益することができません。

このため、事業の進捗に合わせて、仮換地の使用収益する日を通知していきます。この通知について、施行者で定めたいので、同意を求めました。

原案のとおり承認されました。

※使用収益とは、仮換地の周辺の道路や道路内に上下水道やガスなどが整備され建物などが建てられるような状態のことです。

### (7) 換地設計及び仮換地指定の軽微な変更について【諮問】

仮換地指定を変更したり、仮換地指定通知を変更する場合は、審議会の意見を聴き変更する手続となりますが、変更の内容が軽微又は形式的な場合は、施行者で処理したいので、同意を求めました。

原案のとおり承認されました。

### (8) 概略施工計画について【説明】

仮換地指定後の概略施工計画について説明を行いました。この概略施工計画は、施行地区内の建物移転計画、道路築造計画、宅地造成計画により事業計画期間内で完成することを目的に作成したのですが、今後の補償交渉、工事の進捗状況により、変わる可能性があります。

このため、毎年度施工箇所の見直しを行いながら、部分的に工事を進めていきます。

## 仮換地指定等の通知を郵送します

前号の区画整理だより（第35号）で、お知らせしましたとおり、今回第21回土地区画整理審議会において、仮換地指定等について承認を得ましたので、仮換地指定等の通知を平成25年8月27日（火）に郵送する予定です。

○ 仮換地指定とは、道路等の公共施設の新設などの工事を行い、土地の区画を変更するため、従前の土地（現在の土地）に代えて、将来新たに使用することの出来る土地を指定することです。

○ 通知の対象者  
通知は以下の方に対して行います。

通知の対象者	備考
・土地所有者	土地を所有している者
・借地権者	市に権利申告をしている者

○ 通知の種類  
通知の種類は以下のものがあります。

通知の種類	対象者
・仮換地指定通知	土地所有者
・仮に権利の目的となるべき宅地指定通知	借地権の権利者
・使用収益停止の通知	換地不交付の申出者、換地不交付となる私道等所有者

○ 通知の方法  
仮換地指定等の通知は、配達証明により郵送します。共有者の方につきましては、共有者全員に通知書を郵送します。  
これらの通知は、権利者ごとに郵送しますが、土地所有者で単独名義や共有名義の宅地がある場合等は、複数の通知が

## Q & A

Q1. 仮換地指定通知を受領拒否した場合、居所不明の場合は？

A1. 土地区画整理法第133条第1項の規定により、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容の公告をすることをもちて書類の送付にかえるものとします。

Q2. 仮換地指定通知に不服があるときは？

A2. 通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、判決があったことを知った日）から6箇月以内に和光市を被告として取消訴訟を提起することができます。

Q3. 仮換地指定通知を紛失したら？

A3. 「仮換地指定通知」は、紛失されましても再発行はできませんので、土地区画整理事業が完了するまで大切に保管してください。

Q4. 仮換地に関する証明書等が必要となった場合は？

A4. 土地区画整理事業の施行中に「仮換地証明書」又は「底地証明書」等が必要な場合には、施行者にて発行いたしますので、必要の際には当事務所へ申請してください。

**※申請には印鑑が必要となります。また、権利者以外の方が申請する場合には委任状が必要となります。**

Q5. 土地の分合筆や権利変動（売買、相続等）したい場合は？

A5. 事業を円滑に推進するためにも、事前に施行者へ連絡または相談してください。

## 審査請求について

＜審査請求の提出先＞

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県 都市整備部 都市整備政策課 訟務担当

＜注意事項＞

- 審査請求書は、書面により押印した同じものを2部提出してください。（郵送可）
- 代理人による審査請求をする場合は、委任状を1部提出してください。
- できればA4版の用紙にワープロ打ちの横書きで、お願いします。（手書きでは、癖字などが判読しにくいいため）
- EメールやFAXでの提出はできません。

※ホームページ及び当事務所において、審査請求書の様式と記入例を用意する予定です。

## 今後の審議会について

次回の審議会は今年度の工事実施箇所についてご説明したいので、10月下旬から11月上旬頃に、開催を予定しております。

◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0115 和光市新倉1丁目11番16号

「駅北口土地区画整理事業事務所」

TEL：048-450-1602 FAX：048-450-1603

mail：e0500@city.wako.lg.jp

